

— 学ぶ・話す・考える —

ひだまり

創刊号

平成 23 年 7 月

1

60 分でできる実践活動検討 (P 2～4)

事例を通して、委員個々の、そして地区民児協としての「つなぐ」活動を考えてみましょう。(別紙「事例検討の手順」参照)

2

地域の関係機関 (P 5～8)

地域の関係機関をご紹介します。創刊号では、「社会福祉協議会」を取り上げ、民生委員との「つながり」について考えていきます。

3

社会福祉協議会とのつながりを考える (P 9)

皆さんの地区では、民児協と社協はどのようなつながりを持っていますか？
皆さんのご意見を募集いたします。

4

この人に聴く！ 民生委員活動 (P 10～14)

周囲から、民生委員はどのように見えているのでしょうか？ どのような役割を期待されているのでしょうか？ 創刊号では、本紙の企画にも携わる泉恵造氏に、いま民生委員に必要とされるものについてお聴きしました。

5

活動記録の作成 (P 15)

昨年 12 月に発行した「活動記録記入マニュアル」内の「活動記録記入例 (P 34～39)」の解説を掲載します。

つなぐ

つなぐ・つなげる・つながる…

創刊号のテーマは「つなぐ」です。

住民と福祉サービスを「つなぐ」、関係機関と委員を「つなぐ」、
委員同士を「つなぐ」……etc

「つなぐ」活動には、その対象や立場に応じて、様々な広がりがあります。皆さんの「つなぐ」活動を考えてみましょう！

※「ひだまり」本文中の表記について

民生委員・児童委員、主任児童委員……「民生委員」

民生委員・児童委員協議会……「民児協」

社会福祉協議会……「社協」

1 60分できる 実践活動検討

～事例からつながりを考える～

このコーナーでは、毎号皆さんに身近な事例を掲載していきます。各設問（STEP）に沿って、皆さんで事例について話し合ってみましょう。

また、事前に別紙「事例検討の手順」をご確認のうえ、検討する手順や「事例の心得」を参考にして進めてみましょう。

事例内容

認知症が進んでいく高齢者Kさん

M市で一人暮らしをしているKさん（91歳女性）。

9年前にご主人を亡くしました。Kさんには、自慢の息子（長男 66歳）が東京で所帯を構えています。また、娘（長女 64歳）は結婚し、他県で生活しています。息子は月に1、2度は訪ねてくるようですが、2、3時間程度いるだけで、すぐに帰ってしまいます。

Kさんのご主人は生前、ゴミ捨てや近所との付き合いをこまめにしていましたが、人付き合いが不慣れなKさんは、一人暮らしが始まってからは、時々近所とのトラブルを起こすようになりました。ゴミを出す日が間違っていたり、回覧板を違うお宅に持っていったりするものですから、これまでも息子が訪ねてきたときに、隣近所の住民が苦情を訴える場面もあったようです。その際、「Kさんは認知症を患っているのではないか？」といった隣近所の住民からの意見にも、「うちの母親が認知症になんかなるわけがない」と信じないそうです。

現在、Kさんは週2回のホームヘルプサービス（掃除、洗濯、薬の管理）を受けていますが、そのヘルパーとも2年ほど前からトラブルが起きているそうです。Kさんの女学校時代の写真を「ヘルパーが盗んだ」から始まり、「たんすの中を家探ししている」、「現金が無くなった」など、話はだんだんエスカレートし、ついにはヘルパーを交代させたり、断ったりするようになってきました。実のところ、Kさんが「無くなった」という物は、すべて家の中にあったという顛末です。

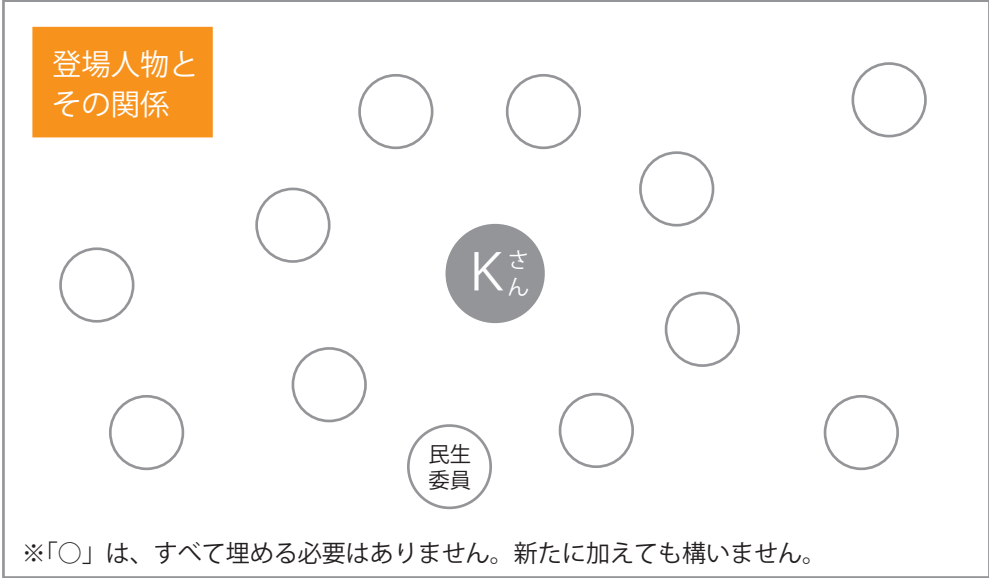
地区の民生委員が、Kさんのこれからの生活について話し合いたいと考え、息子が訪ねてきている時には連絡をもらいたいと、Kさんをお願いしたものの、その息子はすぐに帰ってしまいます。

現在、居宅介護支援にともなう費用の支払いは、息子に請求書が送られ、息子から振り込みをしているとのことです。これもKさんの金銭管理が難しくなってきたことから、ケアマネジャーやホームヘルパーが息子と相談し、しぶしぶではありますが引き受けてもらっているとのことです。

日を追うごとに認知症の症状が、少しずつ進行していくなかで、遠くない先には、Kさんの一人暮らしが無理になる時期がくるように思われます。

STEP 1 登場人物とその関係を確認する

現在、Kさんには、どのような人が関わっていますか？ エコマップを作って確認してみましょう。



STEP 2 今後のつながり、課題・解決方法を確認する

1. 今後、Kさんはどのようなつながりを持っていくとよいでしょうか？
上記のエコマップに“色を変えて”記入してみましょう。
2. Kさんにとっての課題を挙げ、目標や解決方法とあわせて、取り組む場合の優先順位を記入してみましょう。

課 題	目標や解決方法	優先 順位

STEP 3 全員で最後に確認する

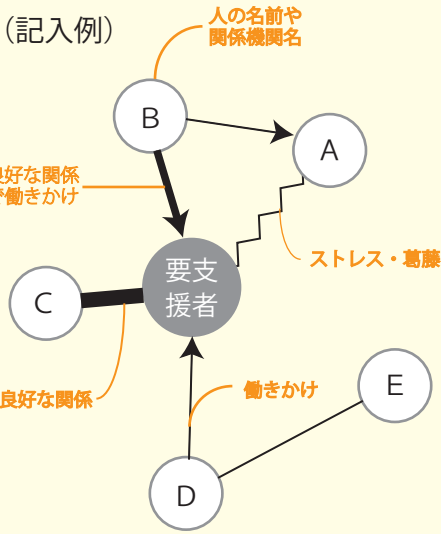
今回のような事例が生じたとき、地区民児協として、どのような対応ができるかを話し合しましょう。

エコマップ？

相関図のことです。支援を要する方を中心に、その課題に関わる（と思われる）関係者や関係機関を図で表したものです。下記のような関係を表す線を使って、対象者と支援者、支援者同士をつないでいきます。

（線の種類）

- 良好な関係
- 普通の関係
- - - - 希薄な関係
- 無 線 関係性なし
- ~~~~~ ストレス・葛藤のある関係
- 人物・関係機関
- 働きかけの方向



今後の 高齢者・認知症 数の動向

～数字から見る福祉～

今後、ますます増加することが予想される高齢者の「認知症」。現在、担当地区に前頁のような事例がなくても、近い将来「3人に1人が高齢者、その10人に1人が認知症高齢者」という時代がやってくるといわれています。

ここでは、今後の高齢者や認知症数の動向について、千葉県高齢者福祉課及び保険指導課より平成21年4月に発表された「千葉県高齢者保健福祉計画（平成21年度～平成23年度）」に基づいてご紹介します。

傾向と分析

表1は、平成17年度より向こう20年間の高齢者人口や認知症数、高齢世帯数等の表になります。

平成17年度より「65歳以上高齢者」が年々増加している一方、総人口は平成22年度をピークに減少に転じ、平成37年度の高齢化率は30%を超えることが予測されています。また、高齢世帯数を見ると、平成17年度の約558,000世帯から、平成37年度には約902,000世帯にまで増え、そのうち「一人暮らし高齢世帯数」は約137,000世帯から約311,000世帯へと倍増しています。

この急速な高齢化に伴い、「認知症（高齢者数）」は、平成17年度からの20年間で、約71,000人から約166,000人と、およそ2倍に増加することが見込まれています。

また、県庁が実施したアンケートによると、寝たきりになった原因の上位に認知症が挙げられており、その（認知症が原因でねたきりになった人の）発症は、60歳代で27.5%、70歳代で38.9%、80歳代で30.4%となっています。なお、そのうちの男女比は、男性25.1%、女性74.9%となっています。

（「ねたきり」の原因の1位は男女ともに「脳梗塞」）

平成37年までの推計人口と高齢世帯数の推計（表1）

	総人口	65歳以上	認知症	高齢化率	高齢世帯数			
						一人暮らし	夫婦のみ	その他
H17 (年度)	6,056 (千人)	1,060	71	17.5%	558 (千世帯)	137	202	219
H22	6,108	1,320	95	21.6%	686	183	251	251
H27	6,087	1,597	121	26.2%	831	239	303	289
H32	6,008	1,739	146	28.9%	895	282	323	290
H37	5,879	1,782	166	30.3%	902	311	316	275

※上表の「認知症」は、「要介護（要支援）高齢者における認知症高齢者（自立度Ⅱ以上）の将来推計」です。

※「自立度Ⅱ」とは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態のことを指しています。

要介護（要支援）高齢者数の状況と将来推計（表2）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計(①)	65歳以上人口(②)	出現率(①/②)
H20 (年度)	16,671 (人)	21,145	30,023	27,655	25,802	21,420	16,472	159,188	1,207,999	13.2%
H21	17,799	21,866	32,199	29,074	27,062	22,641	17,444	168,085	1,260,503	13.3%
H22	18,770	23,070	33,942	30,560	28,476	23,847	18,334	176,999	1,302,757	13.6%
H23	19,834	24,336	35,787	32,168	29,991	25,132	19,303	186,551	1,343,814	13.9%
H26	23,236	28,508	41,670	37,381	34,835	29,217	22,415	217,262	1,518,719	14.3%

※各表の数値の根拠となる報告書名等については、省略いたします。詳細は県庁HPをご参照ください。

2 地域の関係機関

～他団体とのつながりを考える～

創刊号で取り上げるのは、皆さんの最も身近なパートナーである社会福祉協議会（以下、「社協」という）です。昭和 26 年（1951）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づいて設置されているこの組織は、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体として、現在では全国の各市区町村に設置されています。

中でも、活動を共にする機会の多い地区社協とは、どのような組織なのでしょうか？ その役割や民生委員との関わり的一端をご紹介します。また、地域の中での民生委員の役割についても、考えていきたいと思います。

地区社協とは？

近年、介護保険法や障害者自立支援法をはじめ、国や県、市町村行政の福祉施策は、行政による「公助」に加え、住民自身の「自助」、そして住民相互の「共助」による地域福祉を目指しています。

この行政が志向する地域福祉とは、そこに居住する住民が「自分たちの福祉を考えていく」ということです。そして、この住民による福祉の牽引役となるのが今回ご紹介する「地区（支部・支会）社協」です。

地域には、すでに町会や自治会といった主に生活課題に取り組む組織があります。ここに、同様の生活圏域を基盤とし、福祉分野を専門とする地区社協が参画することで、その小地域に福祉的機能を持たせ、住民自らが課題を発見・共有し、解決にまで導くことができる生活福祉コミュニティ（ネットワーク）の構築へとつなげていくことができます。

「場」づくり

地区社協の具体的な活動としては、異世代交流や高

齢者・子育てサロンに始まり、配食サービス、家事支援、茶話会、相談事業、見守り支援、在宅サービスなど、その地区の実情に応じたスタイルを取り、住民目線の活動をしています。これらの活動を端的に表せば、「場」（や地域福祉の仕組み）づくりであり、その提供です。

例えば、サロンや茶話会といった活動では、住民が気軽に集える「場」を提供しています。これは、支援者と対象者あるいは対象者同士をつなぐことで、孤立を防ぎ、お互いの顔の見える関係を作っていく場でもあります。また、同時に育児や介護予防教室等を行うことにより健康・福祉増進の場ともなります。

その他にも、住民がともに地域内で福祉活動に取り組むことができる「協働の場」、またそれらの課題や方策について関係機関を交えて「協議する場」づくりを行うことで、様々な生活福祉課題の未然防止や課題解決に向けた活動を行っています。

では、同じ地域福祉の向上を目指す地区社協と地区民児協の違いは、どこにあるのでしょうか？

県内データ

千葉県内の地区社協設置数は、平成 19 年度現在（千葉市 59 地区を除き）506 地区にのぼります。324 ある地区民児協数と比べると、地区社協はさらに小地域ごとに分けられていることがわかります。また、県内地区社協の設置範囲（基盤）についての具体的な数値はありませんが、小中学校区を範囲としているところが多いということです。（「県内データ」は、千葉県社会福祉協議会「地区社会福祉協議会の組織・活動状況一覧 平成 19 年度版」より）

※平成 23 年 7 月 19 日現在の県内地区社協設置数：（千葉市 65 地区を除き）511 地区

1. 県内の地区社協組織体制（総数 506 地区）

①事務局担当者	地区社協職員・役員	189
	市町村社協職員・その他	154
②活動拠点	公的機関（小学校・公民館等）	399
	役員自宅	58

～社協とのつながりを考える～

地区民児協との違いは？

両者の違いについて、ある意味で、地区社協はインフォーマル、地区民児協はフォーマルな組織ということができるかもしれません。

市町村社協は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進」を図る民間団体として、その役割が規定されている一方、地区社協は特段定められていません。また、その担い手も、市町村社協は「その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（抜粋）」とあるものの、地区社協については定められていないので、特定の枠には当てはまらない(インフォーマルな)組織といえるでしょう。

一方、地区民児協は、民生委員法第 20 条により定められている組織として「法定単位民児協（※本文中は、「地区民児協」）」という名称で呼ばれています。また、民生委員は、(地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に基づく) 特別職の地方公務員と解されており、制度上組織された(フォーマルな)ボランティアになります。

民生委員の役割を確認する

地区社協の役割については「場」づくりであり、その提供であることは先に述べました。

フォーマルな民生委員は、その特性（制度ボランティアとしての信頼性や守秘義務、行政からの個人情報の提供等）を活かし、個別対象者への相談・支援活動を行っています。住民の中には、「民生委員さんになら相談する」という方も少なからずいるかと思います。

民生委員だからこそ触れることのできる、そうした情報ややり取りを通して、民生委員には他の活動では見つけにくい（自ら発信できない・方法を知らない）住民の声や、その世帯を通して見えてくる地区内課題等の状況把握（掘り起こし）を行う「地域のアンテナ」としての役割が期待されています。

そうした役割を担う民生委員は、行政の制度やサービス、各要援護者の個人情報、地域資源（人・モノ・団体）など、様々な地域の情報を保有することになります。そして、それら保有する情報を活用し、住民とサービス、住民と地域資源を「つなぐ」ことが、フォーマルな民生委員だからこそできる役割になります。

「場」と民生委員

地域福祉の牽引役として、車の両輪にも例えられる社協と民児協。これまで両者は、相互に補完的な役割を担うことで、地域（社会）福祉の増進という共通の目標を持って活動してきました。

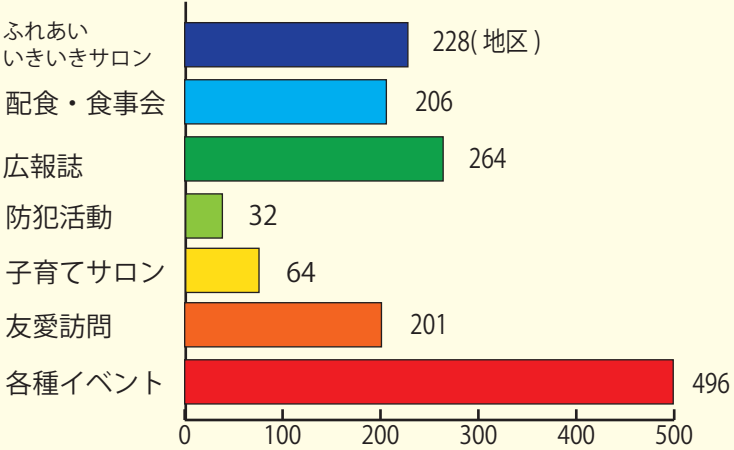
両者には、「『場』づくりを行う地区社協」と、「『場』へつなぐ民生委員」という役割の違いがあるものの、この「場」が両者を結びつけ、民生委員活動の補完的な役割を果たしているという側面もあります。

民生委員にとって、同じ地区の住民が担い手となっている、また生活福祉ニーズを持つ住民や、支援する住民・関係機関が集う「場」に参加することは、「顔が見える関係＝つながり」を作り、現状を把握することができる絶好の機会でもあるわけです。

県内の地区社協組織体制（前頁の続き）

③収入（年間）	50 万円未満	126
	50 万円～ 100 万円未満	159
	100 万円以上	213
④部会・委員会	高齢者	37
	児 童	23
	障がい者	5
	その他	245

2. 県内地区社協の主な活動状況（総数 506 地区）



※「ふれあいいきいきサロン」の対象は、高齢者に限らない

地域の青写真を描いてみよう！

年々、地域の抱える問題は複雑多様化してきており、それに対応する民生委員の活動範囲や件数は増加しています。それと比例するように、民生委員自身の負担感というものも増加しているように見受けられます。

少しでも負担感を減らし、持続的な活動を行っていくためには、何より民生委員が課題や活動を一人で抱え込まないということが大切です。

先に挙げた地区社協との関わりから見ても、地域福祉向上のためには、今後も継続して地域の関係機関と連携した活動を行っていかねばなりません。ただ、この際「どのような役割を持って参加・協力しているのか」を不明瞭なままにしておくと、時として民生委員がその活動を一手に引き受けてしまい、「やりがい」よりも「負担感」が大きくなってしまふことがあります。

少しずつでも「民生委員が活動しやすい環境」を作っていくためにも、一度「地域の中での役割（立ち位置）」と「各関係機関との連携のあり方」を再確認してみようでしょうか。

今回の震災により、多くの地域住民があらためて近隣関係の重要性を認識し、必要性を感じていることかと思ひます。一人でも多くの住民が、近隣との関わりを持ち、お互いの顔が見える関係を作っていくことが、地域全体による見守り（地区防犯・防災）へとつながっていきます。そして、民生委員は、このつながりを作るために日々活動をしていると言えます。

皆さんが「どのようなつながりのある街に住みたいのか」青写真を描いてみませんか？ その中で「民生委員がどのような役割を担うのか」を考えるには、今がいい機会ではないかと思ひます。

まとめ

1. 地域の青写真を描いてみよう
2. 地域の中での民生委員の役割を考えてみよう
3. 各関係機関との連携について考えてみよう

左の1～3のとき、次のことも考えてみましょう

- | | |
|-----------|--------------------|
| 目的 | どのようなことを目的とするか？ |
| 役割 | （それぞれ）どのような役割を担うか？ |
| 手段 | どのように役割を果たしていくか？ |

参考文献等

「平成 17 年度社会福祉協議会基本調査結果」
（全国社会福祉協議会、H18.10）
「小地域福祉活動の推進に関する検討委員会報告書」
（全国社会福祉協議会、H19.10）

取材協力
（取材日順）

市川市社会福祉協議会 鈴木 敬史 氏
鴨川市市民福祉部福祉課 羽田 幸弘 氏
千葉県社会福祉協議会 鈴木 鉄也 氏
（同上） 会田 肇 氏

データ協力 千葉県社会福祉協議会 地域福祉推進部

全国データ

出典

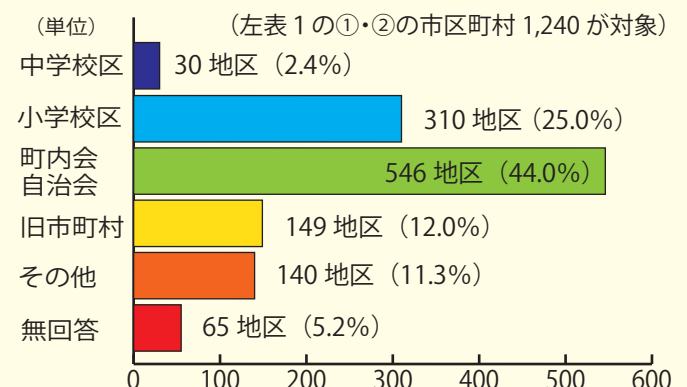
全国社会福祉協議会「社会福祉協議会基本調査結果」
（調査時点：平成 17 年 4 月 1 日現在、調査対象：全国すべての市区町村社協（2,530 市区町村）、調査結果発表：平成 18 年 10 月）

1. 地区社協またはそれに代わる組織の設置状況

①地区社協を設置している市区町村	708 社協	31.5%
②地区社協とは別の住民組織を設置している市区町村	532 社協	23.7%
③いずれも設置なし	1,009 社協	44.9%
合計（全国）	2,249 社協	100%

※調査対象（2,530）のうち、本設問に関する回答数は 2,249

2. 地区社協あるいはそれに代わる住民組織の設置範囲



広域圏の社会福祉協議会

社協は、地区以外にも、市町村、都道府県、全国レベルで組織されています。

市区町村社会福祉協議会

地域住民や民生委員を含む社会福祉関係者をはじめ、保健・医療、教育関連分野の関係者、その他様々な専門領域の団体等によって構成されています。

活動範囲は幅広く、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するためのホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービス、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」、小中学校における福祉教育の支援、育児支援のためのファミリーサポート事業、認知症・知的障がい・精神障がい等の判断能力に不安がある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業、あるいは生活福祉資金貸付事業の相談窓口なども設けられています。

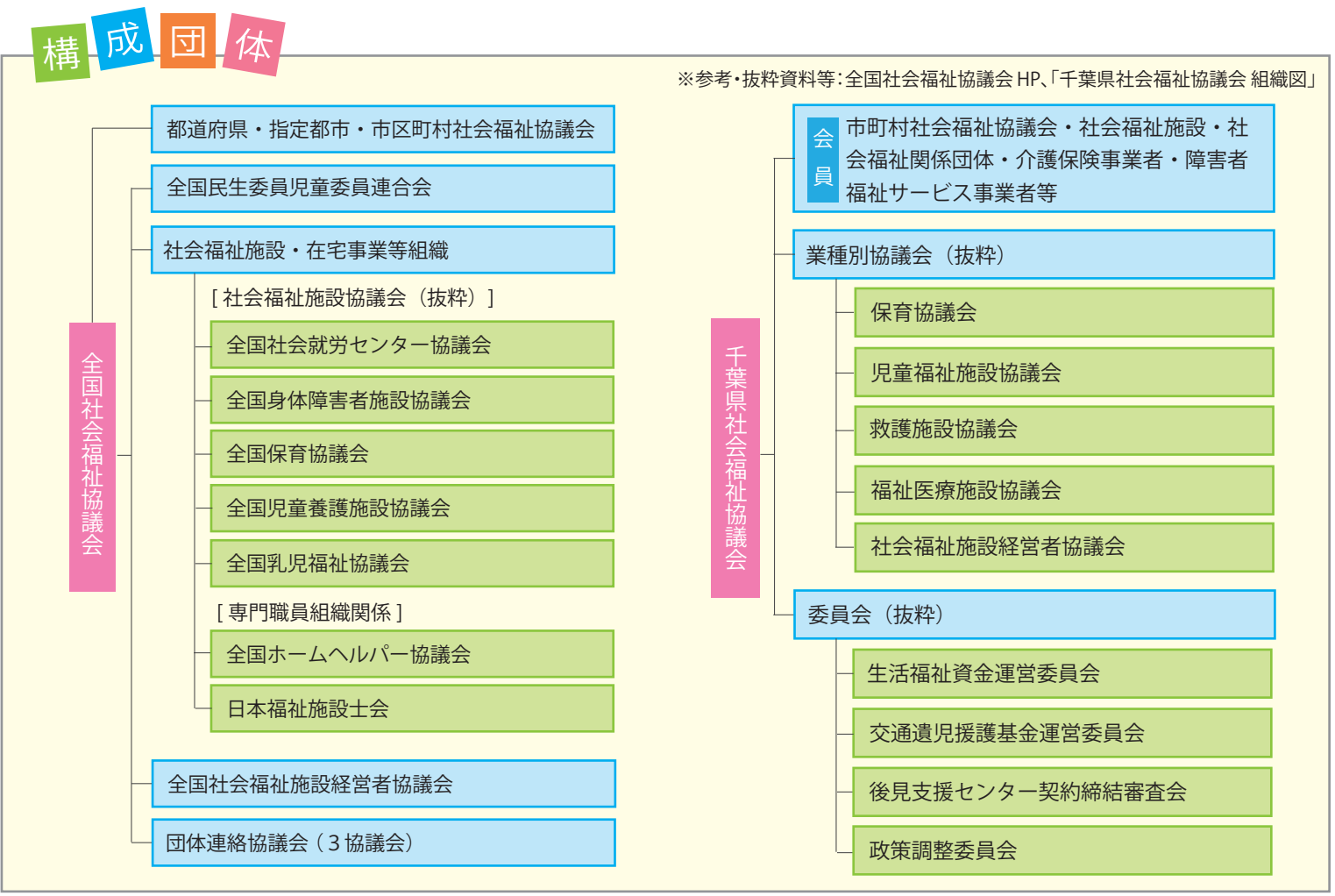
都道府県・指定都市社会福祉協議会

県域での地域福祉の充実を図る活動を行っています。主に、日常生活自立支援事業を市区町村社協と連携し

て実施したり、福祉サービス事業者の適正な事業運営を図るための運営適正化委員会の設置・運営、また福祉サービスの第三者評価事業や、生活・就労等に必要な資金を低利で貸し付ける生活福祉資金貸付事業を実施しています。一方、福祉関係者に対する専門研修等の実施、福祉人材センターにおける福祉のしごとに関する求人・求職情報の提供なども行っています。

全国社会福祉協議会

都道府県社協の連合組織として設置されています。全社協は、全国の福祉関係者や福祉施設等の事業者の連絡・調整や社会福祉制度改善のための取り組み、社会福祉に関する図書・雑誌の刊行、福祉に関する人材の養成・研修、アジア各国の社会福祉への支援や国際交流等を行っています。また、下図のように社会福祉等のあらゆる団体の連合体として構成されており、幅広い事業の推進が図られています。



3 社会福祉協議会とのつながりを考える

民生委員と社協の役割については、前章でその一端をご紹介しました。共通の目標を持ち、地域福祉の向上を目指していくためにも、まずそれぞれの役割を確認し、今後の関わり方について考えていくことが大切です。そこで、皆さんから「地区社協とのつながり」について、ご意見を募集いたします。

ご意見募集！

地区社協との関わり方は、地区民児協によって異なります。ある地区では一体的な活動を行い、また別の地区では役割を明確にし協力できる範囲での活動を行っています。どのような関わり方が適しているかは、そこに居住し、活動する皆さん一人ひとりが考えていく必要があります。

皆さんの地区では、「民生委員（民児協）と地区社協」がそれぞれどのような役割やつながりを持って、地域福祉活動を行っていますか？ 皆さんのご意見をお聴かせください。

次号では、それらご意見を掲載し、皆さんと一緒に「社協とのつながり」について考えていきたいと思います。

募 集 概 要

テーマ 地区社協とのつながり

募集内容

うまく連携が取れている話やあまり連携が取れていない話、地区社協活動に参加・協力する利点や課題、今後の地区社協との関わり方など、上記テーマに関する内容であれば、何でも結構です。

- ① 上記のテーマについて、400字以内でお書きください。書式は問いません。
- ② 市町村名・民生委員歴・地区民児協内での役職を、（記載できる範囲で）余白にご記入ください。
- ③ ご投稿いただく際は、本名でも匿名でも構いません。

対象者

民生委員あるいは社協活動に携わる人であれば誰でも可。
（民生委員・児童委員、主任児童委員、民児協事務局、社協関係者）

投稿方法

郵送・FAX・E-mail いずれでも構いません。下記宛先まで、平成23年10月28日（金）までに、ご意見をお寄せください。

（財）千葉県民生委員児童委員協議会 ひだまり係

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内

TEL：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 / E-mail：home@chiba-minkyō.or.jp

その他

- ① 投稿多数の場合は、掲載できない場合があります。
- ② 投稿原稿については、誌面構成上、語彙及び抜粋等の編集を行う場合があります。
- ③ 投稿いただいた原稿は、原則返却いたしません。

4 この人に聴く！ 民生委員活動

～周囲から見た民生委員像～

ほんの少し
見方を変えるだけで
民生委員活動が
人との出会いが
もっと楽しくなります。



Profile

合同会社 泉恵造研修企画工房
代表社員

泉 恵 造 いずみ けいぞう

昭和 38 年和歌山市生まれ、東北福祉大学大学院卒。社会福祉法人全国社会福祉協議会入局後、全国老人福祉施設協議会事務局、出版部、全国ボランティア活動振興センター、研修部門である中央福祉学院、全民児連（全社協民生部）事務局などを経て、平成 22 年 5 月に福祉に関する研修の企画立案・実施や講演等を行う「合同会社 泉恵造研修企画工房」を設立し、現在に至る。

工房の理念

研修に対する“こだわり”と“いっくしみ”を忘れません

お客様の職場にマッチした“オーダーメイド研修”を提案します

お客様と共に悩み、共に創り、共に喜びを分かち合える“研修パートナー”であり続けます

工房のHP

<http://www.koboizumi.com/>

福祉に関する研修の企画・実施を行う「合同会社 泉恵造研修企画工房」。代表社員である泉恵造さんは、昨年 5 月の工房設立以来、全国各地の団体職員や民生委員向け研修、住民懇談会などに携わり、その企画・実施ばかりではなく、講師やコーディネーターとして幅広く活躍されています。地域も違えば、果たすべき役割も違う相手に、どのような姿勢で研修に臨んでいるのでしょうか。そして、各地の民児協研修に携わる中で、いま民生委員に必要なものとは…？

出会い

泉さんと研修との出会いは、全社協時代、神奈川県葉山町にある中央福祉学院（通称：「ロフォス湘南」）という研修部門に配属された時に始まります。7 年間の配属期間のうち、対象者の設定からプログラム作り、講師の選定等の下準備、当日の実施・運営に至る研修のイロハを学んだといいます。

また、そうした一つひとつの工程を丁寧に積み上げていった先に、一つの出会いがあったといいます。

「研修初日には、緊張と不安の面持

ちだった受講者が、日を追うごとに表情が変化していき、最終日には笑顔で帰っていくんです。毎回、受講者を見送る時に見るその“笑顔”がたまらなく好きでしたね」

研修会終了後、受講者から垣間見えるどこか充足感のある笑顔。この笑顔が、泉さんを研修に惹きつけ、工房設立へとつなげていったのかもしれませんが。では、工房の行う研修とは、どのようなものなのでしょうか。

考える

研修を企画する際、実施者は地域特性を理解した上で、「どのように長所を伸ばすか、短所を補うか」といったことを念頭に進めていきます。ただ、内部からはそうした点が見えづらいことや、担当者の時間的制約、福祉への習熟度によっては難しいことがあります。

また、その整理がつかないまま、実施ありきで開催してしまうと、受講者にとっても意図が不明瞭で、ありきたりな研修になってしまうことがあります。

そうしたボタンのかけ違いをなおし、実施者と受講者双方の思いを紡ぐのが、この「工房」です。

研修会では、参加した民生委員は皆同じことを学びます。大切なことは、そこから学んだものをどのようにご自身の地域で活かしていくかというところです。

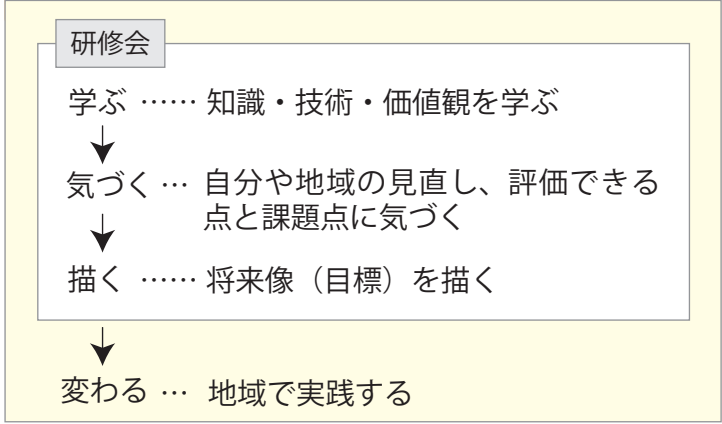
担当地区に応じて、地域資源（人・モノ・団体）も違えば、そのつながりの持ち方も大きく異なります。全く同じ活動を行っていても、うまく連携が取れているところもあれば、連携が取りづらいところもあるかと思えます。

研修内容を担当地区の活動に活かし、そこでの民生委員の立ち位置や役割を考えていくのは、実は委員個人にしかできない作業なのです。

工房の研修をひと言でいえば、「考える」研修です。

泉さんの研修では、設定されたテーマについて、いくつかのステップを踏みながら「どのように地域へとつないでいくのか」、講義やグループワーク等を通して一人ひとりが考えていきます。

「考える」ステップの一例



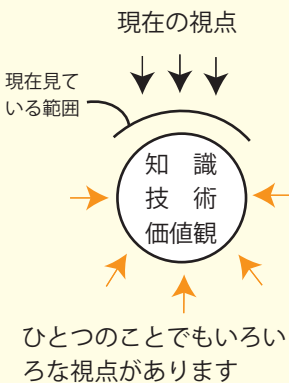
泉さんは、「このステップを通して、必ず答えを出す必要はありません」と、あくまで大切なのは「考える」プロセスだといいます。

また、「私の役割は、皆さんが考える“きっかけ”をお渡しすることです」と、講師は受講者の背中を押すサポート役だと話します。それは、一つのものでも様々な捉え方があること、皆さんの周囲にあったり自身が備えているけれど気づかないところに、ライトを当てることです。泉さんは、皆さんが地域とつながるためのいろいろな「視点」を提供しているといえるかもしれません。

担当地区における民生委員の立ち位置や役割を「考える」ためにも、いろいろな視点で地域のことを見つめてみるのが大切です。

泉さんは、この視点の持ち方次第で、皆さんの活動しやすい環境づくりにもつながるといいます。その視点の持ち方～リフレーミングと加減法～を教えてくださいました。

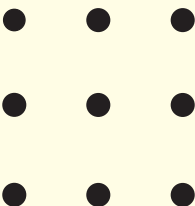
視点の持ち方



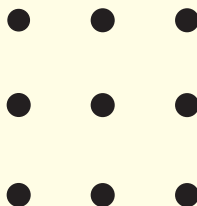
視点を考える練習問題

一筆書きで、すべての点を通過するように書いてください。使用する直線は、指定する本数のみ。（答えは、P 14）

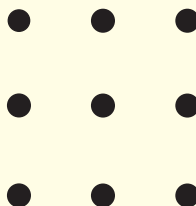
【5本の直線】



【4本の直線】



【3本の直線】



メガネ

私たちは、生まれ育った環境やその後の社会経験など、様々なところから影響を受けて、自分独自の視点を育んできました。そして、無意識のうちに何事もこの視点に当てはめて判断をしています。

同じ出来ごとを経験しても、楽観的な人や悲観的な人、とりあえず行動に移す人や慎重な人など、委員によってその視点には大きな違いがあるかと思います。

こうした自分独自の見方を少し脇において、別の角度から物事を捉えなおすことを、「リフレーミング」といいます。その時、ポジティブに捉え直してみることがポイントになります。

この方法は、人やモノ、活動などあらゆることに活用できます。例えば、人の性格について「あなたは気が短いですね」と言われた場合、言われた方は決して気分がよいものではないです。これを、「決定が早いですね」「行動が早いですね」とすると、受け手の印象はがらりと変わります。

また、民生委員活動にも当てはめてみると、例えば「サロンに、毎回同じ参加者が5組しか来ない」とします。これは「サロンに、常連さんが毎回5組も来てくれる」「この5組の方にとっては、かけがえのない場所なんだ」と考えることができます。

つまり、ネガティブに考えるかポジティブに考えるかは、皆さん次第なのです。最初のうちは、意識的にリフレーミングしてみると、今まで自分自身の短所だと思っていたこと、課題だと思っていたことも、今まで気が付かなかった長所として見えてくると思います。

皆さんも、今かけているメガネを少し脇に置いて、ポジティブに、自分自身や仲間のことを見てみてください。また、担当地区のことを見る際は、委員同士でお互いの地域を一緒に回って、違う視点の意見を聴いてみるのもよいかもしれません。

「リフレーミング」は、2人1組で簡単にできます。

- 1. 自分の短所を書き出す
- 2. 書き出したものを、相手に渡す
- 3. 渡された相手の短所を、リフレーミングする

仲間と描く

昨年の12月に一斉改選があり、県内でも2,200余名の新任委員の方が委嘱されました。およそ半年が経過し、説明会や研修会等の機会を通して、机上で学んだ様々なものと、現実の活動とのギャップにとまどいや不安を感じている方もいるかと思います。

こうしたギャップを埋めるためには、研修会等で学んだものを、自ら考えて地域での活動に役立てることと、そのための視点を持つことが大切です。ただ、これは一朝一夕にいくものでもありません。

たしかに、担当地区を描いていくのは、委員一人ひとりです。しかし、皆さんには一緒に考えてくれる仲間がいます。先輩委員は、新任の頃、そうした不安やとまどいにどのように対応したのでしょうか？ もしかしたら、今現在も不安やとまどいを抱えながら活動を行っているのかもしれませんが。ただ、不安やとまどいと付き合っていく方法や、それに勝る活動のやりが

Q リフレーミングしてみましょう。正解はありませんので、ポジティブに考えてみましょう。

性格編

- 1. 優柔不断 → _____
- 2. 頑固 → _____
- 3. 大人しい → _____
- 4. 気が変わりやすい → _____
- 5. 細かい → _____
- 6. 無口 → _____

活動状況編

- 1. 行政や社協の仕事が多い。
→ _____
- 2. 何回訪問しても、会ってもらえない。
→ _____
- 3. 民生委員の欠員が多い。
→ _____

いや楽しさ、喜びといったものを知っているから、現在も活動が続いているのでしょう。一度、先輩委員にその方法や失敗談でも聴いてみてはどうでしょうか。

先輩委員は、新たな仲間へ寄り添い、話しやすい・活動しやすい環境づくりを心掛けてください。

その時、泉さんに示していただいたリフレーミングや（下記の）加点法などを参考に、前向きに仲間と「つ

ながる」ように話し合ってみてください。そして、担当地区や住民と「つながる」ように、いろいろな視点で見つめてみてください。

「皆さんが自分自身や仲間の委員さん、また地域のことを、いつもとほんの少しだけ見方を変えて、ポジティブに考えてみることで、活動が、人との出会いが、もっともっと楽しくなると思います」

こ ン な 視 点 も

加 点 法 ～あなたの街と仲間の「いいところ探し」～

日本人は、小学生時代からテストや部活動、その後の社会人経験を通して、何か事にあたる時には、100点を満点とする「減点法」で進めていきます。そして、できなかったところに注目し、課題を洗い出し、100点満点を目指して作業を行っていきます。

もちろん、この方法の良さ・利点というのがあります。ただ、時として、課題（できない）探しは、メンタル面でとかく後ろ向きになってしまうことがあります。そこで、「加点法」という考え方です。

昨年、小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星イトカワに辿り着き、7年60億キロという長旅の結果、サンプルを持ち帰ったというニュースは、皆さんの記憶にも新しいことかと思えます。

このプロジェクトは、小惑星からサンプルを持ち帰るという世界初の試みで、ハイリスクハイリターンなものでした。JAXA（独立行政法人宇宙航空研究開発機構）教授で、はやぶさのプロジェクトマネージャーである川口氏は、このプロジェクトを行う当初から「減点法」ではなく、「加点法」による考え方を採用したといいます。それは、エンジンが稼働したら50点、イトカワの観測ができれば250点など、8項目に及ぶ達成度の基準を設け、100点という上限の枠を定めずに、0をスタートに達成度を積み上げていく考え方です。

100点満点のテストでは、どんなに頑張っても100点までしかいけません。もしかしたら、もっと

才能や可能性があるかもしれない。そう考えると、減点法はその芽を摘んでしまうことになります。

これが、加点法であれば青天井ですので、その芽が出てくる可能性があります。そして、何より携わる人の気持ちを「次も頑張ろう」「今度はもっとこうしよう」と前向きにしてくれます。

皆さんも、自分の担当地区の環境や地域資源について、「昔ながらのつながりがある」「こんな施設がある」「こんなことをできる人がいる」といった加点法で再評価してみると、あらたな一面が見えてくるかもしれません。

同様に、委員同士のつながりにおいても、加点法の視点で見つめてみると、「人づきあいが上手い人」「準備が得意な人」「責任感の強い人」など、様々な個性ある人材に溢れていることに気づけるはずです。積極的に加点法を実践してみてください。加点法は、委員同士で話し合う機会を増やし、その距離を縮めてくれる一つの方法かもしれません。

参考・引用文献

「はやぶさ」式思考法
日本を復活させる24の提言

著 者：川口 淳一郎
出 版：飛鳥新社
発売日：平成23年2月3日



～あなたの担当地区をリフレーミングしてみよう～

少し見方を変えてみると、いつもと違う担当地区の現状が見えてくるかもしれません。
そこで、今回ご紹介した方法を使って、皆さんの担当地区について考えてみましょう。

- STEP 1 現在の活動を書き出してみましよう。
- STEP 2 別の委員からは、自分の担当地区はどのように映っているのでしょうか？ 時間があれば、一緒にお互いの地区を回ってみましよう。
- STEP 3 STEP 1 で挙げた「現在、困っていることや課題」をリフレーミングしてみましよう。または、自分の担当地区のいいところ（人・モノ・場所）を書き出してみましよう。

STEP 1 現在の活動を書き出してみましよう。

現在、行っている活動	現在、関わっている人・団体	担当地区にある施設 (学校・公園・福祉施設等)
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----

現在、困っていることや課題

現在の視点

STEP 2 別の委員からは、自分の地区はどのように映っているのでしょうか？

STEP 3 STEP1 の課題をリフレーミング、または自分の担当地区のいいところ探しをしてみましよう。

P 11 の答え（一例）

【5本の直線】

【4本の直線】

【3本の直線】

※下記の記入順序は、一例です。

5 活動記録の作成

当協議会では、昨年 12 月に「活動記録記入マニュアル」を作成しました。
このコーナーでは、記入マニュアル「活動記録記入例（P 34 ～ 39）」の解説を順次掲載していきます。
今回は、No 1 ・ 2 の設問とその解説です。

- 設 問
- No.1

半年前に引っ越してきて、その後ひとり暮らしになった高齢者のお宅を訪問し、福祉票を作成した。
- No.2

児童部会で作成したアンケートを主任児童委員と小学校に持って行き、校長先生に記入を依頼した。

記 入 例

日・曜日	活動概要	相談・支援件数		その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		内容	分野	実調査把握 (1)	参会行事・協議・事業力の (2)	活活動地域・福祉自主 (3)	運民営・児童研修協 (4)	証明事務 (5)	通の要 告発・保護 仲見児 介の童 (6)	連訪 絡問 活 動・ (7)	そ の 他 (8)	委 員 相 互 (9)	関そ 係の 機他 関の (10)	
	No.1			—							—			○
	No.2			—								—	—	○

- 解 説
- No.1

福祉票作成の有無に関わらず、対象者支援のために必要な個別の情報収集や状況把握を行った場合は、「調査・実態把握（１）」にその件数を記入します。この設問の場合は１件です。

また、高齢者宅を１軒訪問しているので、「訪問回数－その他（８）」に１件記入します。訪問時に、具体的な相談・支援を行った場合は、別途「相談・支援件数（内容・分野）」にも該当する番号を記入しましょう。
- No.2

民児協の部会で作成した調査やアンケートを行った場合、「調査・実態把握（１）」には調査等を行った件数を記入します。この設問では１件です。

「連絡調整回数（９）・（１０）」には、委員同士や関係機関と連絡を取り合う・お会いする場合に、その延べ件数を記入します。この場合、主任児童委員１名と同行しているので、「委員相互（９）」に１件、校長先生にお会いしているので、「その他の関係機関（１０）」に１件記入します。この時、先生がもう一人同席した場合は、「その他の関係機関（１０）」には２件記入することになります。

お知らせ

「活動記録記入方法」出前講座

県民児協では、各地区の勉強会等へお伺いし、「活動記録の記入方法」について、周知をはかっていきたいと考えております。

県民児協職員による「出前講座」をご希望がありましたら、右記連絡先までお申込みください。（応募多数の場合は先着順）

対 象	数名～10名程度の規模
募 集 数	（H23年度内）10～20箇所
時 期	8月以降随時（H24も実施予定）
場 所	県内であれば、どこでも可
費 用	無料
連 絡 先	県民児協事務局 TEL：043-246-6011
そ の 他	会場の確保をお願いします

編集後記

創刊号「ひだまり」は、いかがでしたでしょうか？
本冊子は、定例会や勉強会等で時間のある際にご活用いただき、少しでも委員個々の活動に、そして仲間とともに
に行う活動の中に「やりがい」や「楽しさ」を見つける、
そのきっかけ作りとしていただければ幸いです。

次号では、創刊号と同コーナーを予定しています。「2. 地域の関係機関」では、社協の制度と民生委員の関わり方を、「4. この人に聴く！民生委員活動」では市町村社協の方に民生委員活動に関するお話をお聴きする予定です。（次号は、11/18（金）発行予定）

